

※メンバーシップのご案内

●メンバーとしての義務

*MFA JAPAN インストラクターは、プロとして高い水準のスキルと知識の維持のため、またコース内容の統一化のため、規約とルール(最新の TCAM)と、MFA JAPAN が年に 4 回配布するニュースレター (VISIONS) を熟読し、インストラクター向けに配信されるメンバーサポート・メールニュースを読むことにより、それによる情報の更新を行うことが資格維持の条件の一つとなっています。

*MFA JAPAN のホームページ内にあるインストラクターサポートのセクションに、上記 VISIONS 発行の合間の情報が掲載されることがありますので、インストラクター・サポート画面も定期的に見て下さい。

*最新の情報を常に入手していただくため、ご登録いただいている住所、氏名、勤務先等の変更はすみやかにご連絡いただく必要があります。

*MFA インストラクター資格は取り消し可能な資格です。インストラクターが遵守すべき講習基準や規約を守れない場合には、消費者保護と MFA プログラムの質の維持の観点から、資格を取り消しされることがあります。

●メンバーシップの登録

*MFA JAPAN のメンバーとしてインストラクター活動を行うために、インストラクター資格取得後メンバーシップ登録が行われます。

資格取得年度(12 月 31 日まで)の年会費は含まれておりますが、翌年以降のメンバー資格を維持するには、毎年 MFA JAPAN が指定する時期に年会費のお支払いが必要になります。

但し、11 月 12 月に資格取得される方は、初年度の活動期間を考慮して、翌年度分の年会費は免除されます。

●メンバーシップ資格更新について

*現役インストラクターとしてコース開催権を継続的に維持するためには、メンバー年会費のお支払いの他に、インストラクター資格取得後 2 年以内に最低 2 回以上の受講者認定講習を実施する必要があります。

*インストラクター資格取得日から 2 年間認定を行わない場合は活動休止扱いとなります。

いったん活動休止扱いになった方には、復帰のための研修参加が義務づけられます。資格取得後 2 年以上活動の実績が無い場合は、インストラクター養成コースのフル参加が必要になりますので、ご注意ください。

*5 年に一度の医学基準見直し後、大幅な改定が生じた場合は、インストラクターガイドの改訂・追加の研修が生じることがあります。常に最新のインストラクター教材と受講生教材を購入し、追加研修を受けて下さい。

*インストラクター資格そのものは資格取得後 2 年間の有効期限となりますが、その年ごとのコース開催権の有効期限は毎年 12 月 31 日までです。

*毎年 10 月中旬ごろから、翌年のメンバーシップについての更新手続きのご案内をいたします。

送付された各書類に必要な事項を記入の上、MFA JAPAN 宛に返送し、12 月 20 日頃までに翌年分の年会費をお支払い下さい。

更新手続きを怠ると翌年のコース開催権は更新手続きが完了するまで休止扱いとなり、更新手続きが遅れると年会費の他に、更新遅延手数料がかかることがありますのでご注意ください。

●インストラクター現役復帰について

活動休止扱いとなっていた方が、現役インストラクターとしてコース開催権を得るためには、その休止期間と過去の実績に応じた研修内容を受けていただくことになります。

詳細は MFA JAPAN にお問い合わせ下さい。